

ワイズスペンディングの徹底に向けたEBPMの強化 ～政策効果を高め、予算の質を向上させる取組～

(参考資料)

2020年7月8日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

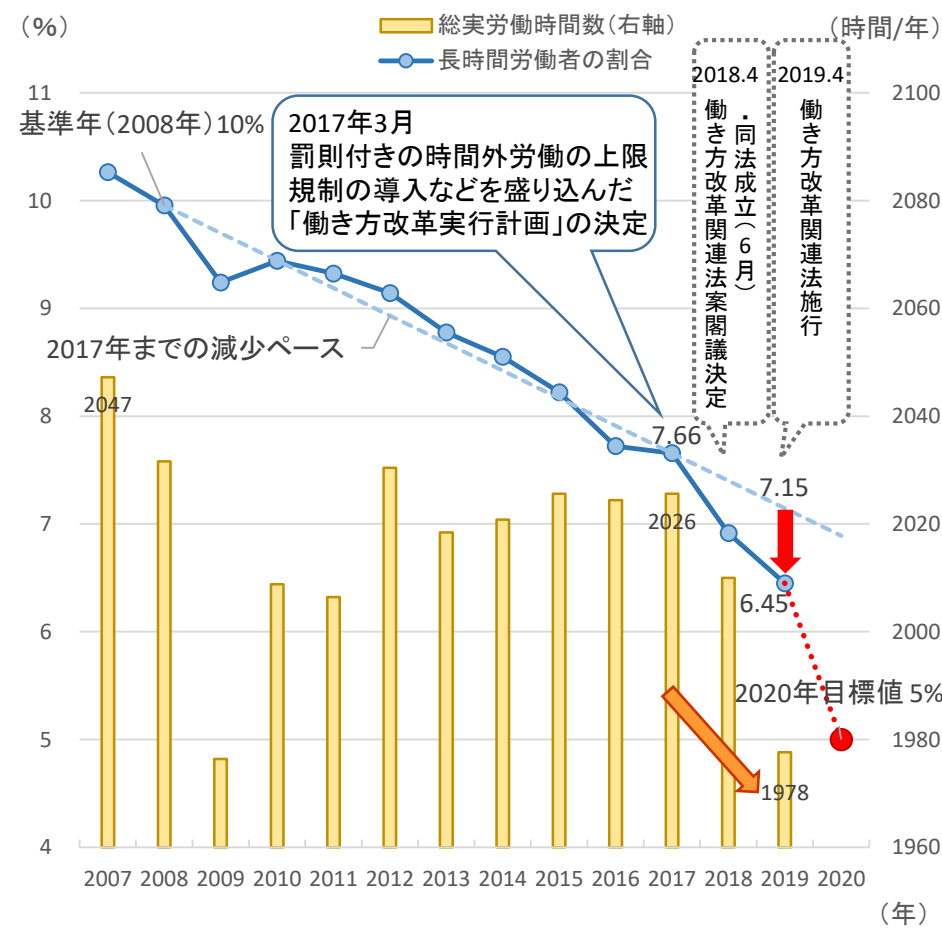
柳川 範之

経済・財政一体改革におけるEBPMの強化 (例1) 残業規制と長時間労働者の割合の変化

- ワイズスペンディングは、政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するものであり、歳出の内容を前向きに、不断に見直すことが求められる。新型感染症の克服に向けて、強力な政策対応が行われているからこそ、「新たな日常」の下で質の高い経済社会を構築するためには、徹底したワイズスペンディングが重要。
- 感染症を契機として明らかになったデジタル技術の活用等の重要課題や、経済・財政一体改革の主要課題への対応の方向性について、ワイズスペンディングの徹底に向け、エビデンスを構築して検証すべき。

図1 長時間労働者の割合

罰則付きの時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正を盛り込んだ「働き方改革実行計画」の決定以降、長時間労働者の割合の減少幅に改善がみられる。



<時間外労働の上限規制(残業規制)に関する主な動き>

2017.3.28	「働き方改革実行計画」の決定(罰則付きの時間外労働の上限規制の導入などの記載)
2017.6.5	労働政策審議会建議「時間外労働の上限規制等について」の公表
2018.4.6	働き方改革関連法案の閣議決定(罰則付きの時間外労働の上限規制の導入など)、同法成立(2018.6.29)
2019.4.1	働き方改革関連法の施行

(備考) 労働力調査、毎月勤労統計より作成。
 ・長時間労働者の割合は、非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均)が60時間以上の者の割合。
 ・総実労働時間数(年間)は、5人以上の事業所の一般労働者(常用雇用者のうちパートタイム労働者以外の者)の月間総実労働時間を12倍して算出。

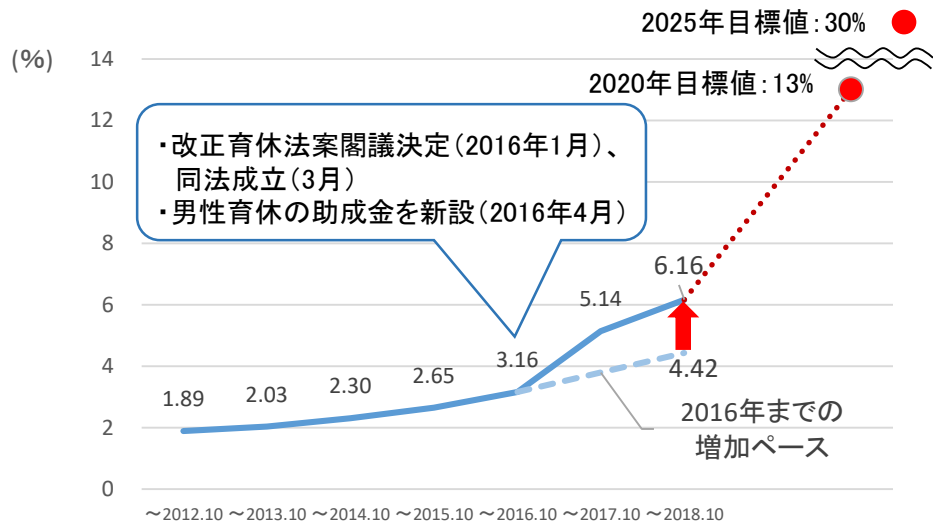
(出所) 内閣府「選択する未来2.0中間整理 参考資料」(2020年7月)をもとに作成。

経済・財政一体改革におけるEBPMの強化 (例2) 男性の育休取得と女性の総合主観満足度

- エビデンスに裏付けられた効果的な政策や、その構築に向けたデータ収集、分析・評価の取組に予算を優先するなど、EBPMの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結びつきを強化すべき。
- 経済・財政一体改革推進委員会において、体制を確保しつつEBPMの枠組みを強化し、有識者や研究機関等の協力を得て、各府省とともに、政策の質を高めるためのエビデンスを継続的に構築すべき。

図2 男性の育児休業者割合

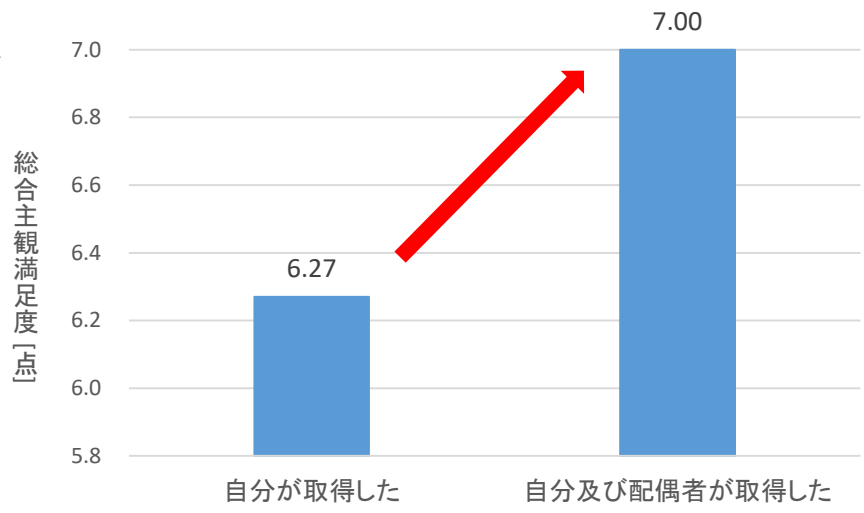
育児・介護休業法の改正を機に、男性の育児休業者割合の上昇幅に改善がみられる。



(備考) 雇用均等基本調査より作成。男性の育児休業取得率は、例えば2018.10場合、2016年10月1日から2017年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、2018年10月1日までに育児休業を開始した者の割合。

図3 女性の総合主観満足度(夫の育休取得の別)

配偶者が育休を取得した女性の方が、総合主観満足度が高い。



(備考) 「満足度・生活の質に関する調査」(内閣府)に基づき作成。総合主観満足度は、満足の度合いを0点から10点で質問し集計。

< 男性の育休取得に関する主な動き >

2010.6.30	H21改正育児・介護休業法の施行: パパ・ママ育休プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の休業取得期間の延長)の新設
2013~	「イクメン企業アワード」(男性の仕事と育児の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰)の開始
2016.1.29	改正育児・介護休業法案の閣議決定(2016年3月同法成立) : 育児休業等を理由とする不利益取扱い等の防止措置義務を新規追加(2017年1月施行) : 育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇(いわゆる配偶者出産休暇等)の新設(2017年10月施行)
2016.4.1	両立支援等助成金に「出生時両立支援コース」(男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組に対する支援)の新設

(出所) 内閣府「選択する未来2.0中間整理 参考資料」(2020年7月)をもとに作成。